

論 説

預金の相続と相殺・差押え

吉 岡 伸 一

1 はじめに

金融機関に預け入れられている預金につき預入者が死亡した場合、相続人の一部から払戻請求がなされたとき、金融機関としてどのように対応すべきか。従来は、最一小判昭和29年4月8日（民集8巻819頁，判例タイムズ40号20頁）および最三小判平成16年4月20日（判例タイムズ1151号294頁，判例時報1859号61頁，金融法務事情1711号32頁，金融・商事判例1205号55頁）等を根拠に、可分債権は相続が開始されれば当然に分割されるため、共同相続人は、その相続分につき金融機関に単独で払戻請求をすることができるとされていた。しかし、最大決平成28年12月19日（民集70巻8号2121頁，判例タイムズ1433号44頁，判例時報2333号68頁，金融法務事情2061号68頁，金融・商事判例1508号10頁。以下「最決平成28年」という。）が判例を変更して、預金債権の相続については分割協議の対象となると判示したことにより、原則として、共同相続人は単独では金融機関に対して払戻請求することができなくなった（注1）。

相続預金が共同相続人により一部払戻請求されなくなったことについてはさまざまな問題点が残されているが、預金債権の相続と金融機関の相殺、および相続預金への差押えについても問題がある。そこで、本稿では、まず相続人の権利義務を概観し、次いで最決平成28年後において相続された預金に

つき金融機関が債権者として貸付債権等と相続等することができるかどうか、および、相続された預金に対して差押えをすることができるかどうかにつき取り上げ議論したく思う。

(注1) これについては、後日、法務省法制審議会の議論を経て、相続法が一部改正され、相続預金につき一部仮払いされるとか、分割につき仮分割されるとかの法律が国会で成立した。なお、最決平成28年が変更したのは、最判平成16年4月20日のみであり、最判昭和29年4月8日は変更していない。

2 相続の開始と相続人の権利・義務

民法896条は、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない、と規定している。すなわち、被相続人が死亡したとき、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務について、一身専属的なものを除き、すべて承継するわけである（このほか祭祀財産も除かれる）。その相続人が一人ではなく、数人いるときには、相続財産はその準共有になり、各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する（同法898条、899条）。

ところで、共同相続人間において、その後、遺産分割協議がなされれば（準）「共有」状態が解消されるが、相続開始の時から遺産分割協議がなされるまでの間、相続財産が債権であるときに、この（準）「共有」がどのような意味を持つかについて、学説は分かれており、その主なものは次の2つである。一つは、この（準）「共有」は民法第二編「物権」の共有と本来同じ性質のものであると解する共有説であり、もう一つは、民法898条にいう（準）「共有」は、遺産分割という目的のための一時的・過渡的な（準）共同所有であり、各相続人の個々の相続財産に対する持分権は潜在的なものにすぎないとする合有説である。

学説では、合有説が有力であるが、判例は、古くから一貫して共有説を採

ってきている（大判大正9年12月22日民録26輯2062頁など）。たとえば、最三小判昭和30年5月31日（民集9巻6号793頁，判例時報53号14頁）は、「相続財産の共有（民法898条，旧法1002条）は，民法改正の前後を通じ，民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないと解すべきである。相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは，その債権は法律上当然分割され，各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとした新法についての当裁判所の判例（昭和27年(オ)1119号同29年4月8日第一小法廷判決，民集8巻819頁）及び旧法についての大審院の同趣旨の判例（大正9年12月22日判決，民録26輯2062頁）は，いずれもこの解釈を前提とするものというべきである。それ故に，遺産の共有及び分割に関しては，共有に関する民法256条以下の規定が第一次的に適用せられ，遺産の分割は現物分割を原則とし，分割によって著しくその価格を損する虞があるときは，その競売を命じて価格分割を行うことになるのであって，民法906条は，その場合にとるべき方針を明らかにしたものに外ならない。」と判示している。

3 当然分割承継説がとられていたときにおける従前の金融機関のスタンス・対応

(1) 相続預金の払戻請求について

判例は，従前，前述のように，相続預金について当然分割承継説をとっていた。このことから考えると，共同相続人の一部が，その相続分に応じた払戻請求をしたとき，金融機関は払戻請求に応じて差し支えないと考えてきた。しかし，多くの金融機関では，相続人全員の同意書の徴求や遺産分割協議書の提出にこだわっていた。言い換えると，相続人が戸籍謄本や除籍謄本に基づいて，誰が相続人であるかということ，およびその法定相続分を証明しても，金融機関は相続人全員の同意書の徴求や遺産分割協議書の提出がないと，相続人からの払戻請求に容易に応じていなかった。その理由としては，次のようなものが考えられていた。

- ア. 戸籍に現れていない相続人、たとえば胎児、未認知の子が存在するかもしれない。あるいは、父を定める訴え、離縁あるいは離婚無効確認などにより、子と認められる相続人が出現する可能性がある。
- イ. アとは逆に、戸籍に現れている相続人が否定されるかもしれない。たとえば、親子関係不存在の訴訟や嫡出否認の訴え、認知無効、婚姻または縁組無効確認などにより親子関係が否定されて相続人でなくなる可能性もある。
- ウ. 相続人が相続欠格であったり、あるいは被相続人から相続廃除されたりしているかもしれない。
- エ. 被相続人が死因贈与をし、第三者に権利が移転している可能性もある。
- オ. 遺言があり、推定相続人の相続分が変更されているかもしれない。
- カ. 一つの遺言を示されても、別の遺言が存在しないことにはならないし、その遺言書が公正証書遺言であったとしても、それより日付の新しい遺言が出てくれば新しい日付のものが優先し、それと抵触する古い遺言は抵触する範囲で効力がなくなる。これは、遺言書に検認を受けていたとしても同じである。

以上のような可能性を考えると、少なくとも相続人全員の協力がなければ、これらを調査する術がなく、二重払いの危険性はなくなる。また、金融機関としては、共同相続人間の争いに巻き込まれたくないという心理的な問題も否定できなかった。

もちろん、相続預金の払戻請求者が正当な権利を持つ者でなくても、債権の準占有者であれば、民法478条により債務者が弁済したときには保護されるが、そのためには、債権者である金融機関が善意無過失でなければならない。しかし、果して、常にそのような業務を行っている金融機関が、社会通念上期待される注意義務を尽くしたと判断されるかどうか、すなわち無過失と認定されるかどうかは、非常に微妙な問題である。そうすると、金融機関とすれば、これらのリスクを回避するためには、慎重な対応で臨まざるを得ないのではないかと思われるからであった。

ただし、相続人から訴訟が提起されれば、既に挙げた判例があることから、相続人勝訴の判決が出されており、金融機関としては、判決に基づいて支払えば、民法478条の過失責任を問われることもまずないので、第一審判決に従って支払うことにしていた。したがって、この取扱いが、従前、最高裁で争われることはほとんどなかったものと思われる。

(2) 相続預金との相殺・差押えについて

従前の判例に従えば、相続の開始した預金については、相続開始と同時に当然に分割されることになっていた。したがって、法律的には、共同相続人は、各自相続分相当額を金融機関に払戻請求することができていた。そうすると、金融機関が相続人に対して債権を有する場合にも当該相続分相当額を相殺することができると考えていた。と同様に、相続人に対して債権を有する者は、当該相続分相当額を差し押さえることもできると考えられていた。

4 最決平成28年

ところが、最決平成28年は次のように述べて、従来の判例を変更し、普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権について、遺産分割の対象となることを明らかにした（なお、後日の平成29年4月6日の最判（判例タイムズ1437号67頁、金融法務事情2064号6頁、金融・商事判例1516号14頁）において、定期預金債権および定期積金債権についても遺産分割の対象となることを明らかにした）。

すなわち、「(1)相続人が数人ある場合、各共同相続人は、相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産については、相続分に応じた共有関係の解消をする手続を経ることとなる（民法896条、898条、899条）。そして、この場合の共有が基本的には同法249条以下に規定する共有と性質を異にするものでないとはいえ（最高裁昭和28年(オ)第163号同30年5月31日第三小法廷判決・民集9

卷6号793頁参照), この共有関係を協議によらずに解消するには, 通常の共有物分割訴訟ではなく, 遺産全体の価値を総合的に把握し, 各共同相続人の事情を考慮して行うべく特別に設けられた裁判手続である遺産分割審判(同法906条, 907条2項)によるべきものとされており(最高裁昭和47年(オ)第121号同50年11月7日第二小法廷判決・民集29卷10号1525頁参照), また, その手続において基準となる相続分は, 特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である(同法903条から904条の2まで)。このように, 遺産分割の仕組みは, 被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから, 一般的には, 遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく, また, 遺産分割手続を行う実務上の観点からは, 現金のように, 評価についての不確定要素が少なく, 具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。

ところで, 具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては, 本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。預貯金契約は, 消費寄託の性質を有するものであるが, 預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には, 預貯金の返還だけでなく, 振込入金を受入れ, 各種料金の自動支払, 定期預金の自動継続処理等, 委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている(最高裁平成19年(受)第1919号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63卷1号228頁参照)。そして, これを前提として, 普通預金口座等が賃金や各種年金給付等の受領のために一般的に利用されるほか, 公共料金やクレジットカード等の支払のための口座振替が広く利用され, 定期預金等についても総合口座取引において当座貸越の担保とされるなど, 預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また, 一般的な預貯金については, 預金保険等によって一定額の元本及びこれに対応する利息の支払が担保されている上(預金保険法第3章第3節等), その払戻手続は簡易であって, 金融機関が預金者に対して預貯金口座の取引経過を開示すべき義務を負うこと(前掲最高裁平成21

年1月22日第一小法廷判決参照) などから預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。

(2)そこで、以上のような観点を踏まえて、改めて本件預貯金の内容及び性質を子細にみつ、相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討する。

ア まず、別紙預貯金目録記載1から3まで、5及び6の各預貯金債権について検討する。

普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預

貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。

イ 次に、別紙預貯金目録記載4の定期貯金債権について検討する。

定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法は、一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（7条1項4号）、原則として預入期間が経過した後でなければ貯金を払い戻すことができず、例外的に預入期間内に貯金を払い戻すことができる場合には一部払戻しの取扱いをしないものと定めている（59条、45条1項、2項）。同法が定期郵便貯金について上記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される。

郵政民営化法の施行により、日本郵政公社は解散し、その行っていた銀行業務は株式会社ゆうちょ銀行に承継された。ゆうちょ銀行は、通常貯金、定額貯金等のほかに定期貯金を受入れているところ、その基本的内容が定期郵便貯金と異なるものであることはうかがわれないから、定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないとい

う条件と共に定期貯金の利率が高いこと的前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。

ウ 前記(1)に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

(3)以上説示するところに従い、最高裁平成15年(受)第670号同16年4月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

5 債務の共同相続

ところで、被相続人の債務が、共同相続人にどのように承継されるかについては、その後に債権者から相殺されたり差し押さえられたりするかどうかに関連すると考えられる。そうすると、まず、この点につき検討しておく必要がある。

債務の共同相続については、最二小判昭和34年6月19日(民集13巻6号757頁、判例時報190号23頁、金融法務事情216号10頁)が、大審院昭和5年12月4日決定(民集9巻1118頁)および前掲最判昭和29年4月8日を引用して、「債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれ

を承継するものと解すべきである」と判示している。このことは、東京高決昭和56年6月19日（判例タイムズ452号158頁）においても、「遺産分割の対象となる相続財産は被相続人の有していた積極財産だけであり、被相続人の負担していた消極財産たる金銭債務は、相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然に分割承継されるものである」と述べられていることから、その後の実務で承継されている。

もちろん、共同相続人間において、積極財産だけでなく消極財産についても分割協議をすることは可能であるが、債権者の同意が得られない限り、債権者に対抗することはできない。そうすると、債権者の同意が得られない消極財産の分割協議は意味をなさないことになる。最判令和元年8月27日（最高裁ホームページ）が「遺産の分割は、遺産のうち積極財産のみを対象とするものであって、消極財産である相続債務は、認知された者を含む各共同相続人に当然に承継され、遺産の分割の対象とならないものである。」と述べているのも、この趣旨である。

また、遺言により共同相続人の一部の者に相続債務のすべてを承継させることも可能ではある。しかし、相続債権者の同意あるいは承認がなければ相続債権者に対抗することはできないと考えられる。たとえば、最判平成21年3月24日（民集63巻3号427頁）は、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応

じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。」と判示している。

平成30年に改正された民法（相続関係）の902条の2は、「被相続人が相続開始の時に有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。」と規定しているが、これは、従来判例の考え方を明文化したものといえよう。したがって、遺言あるいは遺産分割協議により法定相続分と異なる相続分を決めることはできるものの、相続債権者は、各共同相続人に対して、それぞれの法定相続分の割合に応じて債務の弁済を求めることができることになる。

なお、実務においては、各共同相続人に対して、それぞれの相続分に応じて分割請求することは非常に煩瑣であり煩わしいことになるので、共同相続人の一人に他の共同相続人の債務を引き受けてもらうことが多いと考えられる。

6 相続預金と債務の相殺

しかし、金融機関が相殺する場合には、債務引受がないことを前提にしなければならない。そうすると、被相続人が負担していた債務は、被相続人が死亡すると当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継することになる。この点は、最決平成28年が出た後も変わることはないであろう。

ところで、一口に「相続預金と債務の相殺」といっても、(1)被相続人の預金と被相続人の債務の相殺、(2)被相続人の預金と相続人自身の債務の相殺、

(3)相続人自身の預金と被相続人の債務の相殺の3つのパターンがある。それぞれについて検討することとする。

(1) 被相続人の預金と被相続人の債務の相殺

(i) 肯定説

相続開始後、被相続人の預金と被相続人の債務とを相殺することができるかどうかにつき肯定的見解をとるものには、次のようなものがある。

斎藤毅最高裁調査官は、「預貯金債務を負担する金融機関は、被相続人に対する債権（したがって、相続人が相続分に応じて分割して承継した債務）を預貯金債務と相殺することができるのはもとより、相続人に対する債権を預貯金債務と相殺することもできるものと解される。」と述べている（同「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は遺産分割の対象となるか」ジュリスト1503号82頁，同「普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権の遺産分割対象性」法律のひろば70巻3号53頁）。

潮見佳男教授は、「これらの債権の間では、相続開始前に相殺への期待が形成されていた。この期待は共同相続という事実によって害されるべきではない。相続開始前に形成された相殺への期待利益を法的保護に値するものと考えるのであれば、各相続人が法定相続分により分割承継した貸金に係る分割単独債権の全体と、相続人全員が準共有する預貯金債権とを、金融機関が（遺産分割前であっても）相続人全員に対する意思表示によって相殺することを認めてよいように思われる。」（同「預金の共同相続」金融法務事情2071号54頁）

白石大教授は、「相続債権者による相殺は可能と考えられる」（同「遺産分割前の預貯金債権の行使に関する理論的問題の整理」金融法務事情2114号40頁）と述べている。

谷口安史判事は、「相続開始前に相殺適状にあった場合には、可能であった相殺が相続開始によってできなくなるというのは相当でないから、相殺は可能であると解される。その場合、相続人全員との間で相殺しなければならない

いのか、一部の相続人との間で相殺することが可能なのかは議論の余地のあるところである。」(同「預貯金債権の相続に関する諸問題」金融法務事情2084号42頁)

倉持政勝弁護士は、「金融機関は、被相続人に対して貸付債権を有している場合、相続預金を受働債権とする相殺をすることができるか。…(中略)…相続開始という事情のみによって合理的な相殺期待が左右されるのは相当ではないので、この場合の相殺は可能ではなかろうか。」(同「相続預金に関する大法廷決定の弁護士業務への影響」自由と正義68巻7号26頁)

浅田隆氏は、「筆者も、①そもそも相続預金債権を準共有と解する必要性はないとする余地があること、②準共有者の権利行使が制限されたとしても、民法677条(組合の相殺制限)の反対解釈や相手方の合理的な相殺期待があることから、相手方の相殺は制限されないと解すべきであること等を理由に、被相続人宛債権との相殺は可能と解する。」(同「決定を受けた金融実務と弁護士の方々への期待」自由と正義68巻7号31頁以下、同発言「鼎談 11の事例から考える相続預金大法廷決定と今後の金融実務」金融法務事情2063号24頁も同旨)

佐藤亮弁護士は、「被相続人との融資取引に関しては、貸付債権(債務)は相続開始と同時に法定相続分に応じて分割されるものの、分割される前の相殺適状が遡って失われるものではないものと考えられる。」(同「相続預金の払戻し等における金融機関の実務対応」銀行法務21第810号15頁)

中野修氏は、「相続預金債権につき共同相続人間で持分の交換または譲渡を行った場合、銀行に対してこの持分変更を主張するには、同法467条の対抗要件が必要であり、持分の譲渡をした相続人が銀行にその旨を通知し、または銀行が承諾しない限り、銀行に対抗することができず、銀行が行った相殺について、無効を主張することはできないものといえる。」と述べている。(同「共同相続における預金債権の取扱い」銀行法務21第817号38頁)

圓道至剛弁護士は、「結論としては、私も金融機関側からの相殺は可能ということでよいと考えています。理由としては、被相続人の債権者は相続発生

によって相続人ら全員に対する債権者となって、各相続人に対して分割した債権を有することになるところ、…債権の準共有の法的性質について、準共有者らはその持分権の行使を単独ではなし得ないという制約を受けるにすぎず、準共有の債権に係る債権者側はそのような制約は受けないと考えれば、弁済期が到来している限り、金融機関側からの相殺が認められるはずではないかということが挙げられます。」(同発言「鼎談 11の事例から考える相続預金大法廷決定と今後の金融実務」金融法務事情2063号21頁)

平松知美氏(巣鴨信用金庫勤務)は、「私は意外に楽観的に考えていて、相殺は可能なのではないかと思います。ちょっと法律的な議論とは違いますが、もともと債権者からすると、生前、債務者が持っていた預金に対しては、潜在的な信用力としての担保的効果を期待していたわけで、相殺期待権が当然あるとの前提で貸出をしていたわけです。」(同発言「鼎談 11の事例から考える相続預金大法廷決定と今後の金融実務」金融法務事情2063号22頁以下)

西希代子准教授は、「被相続人の債権者が共同相続人全員の共有持分を差し押さえて取り立てることは可能であり、預貯金債務を負担する金融機関が、被相続人に対する債権を預貯金債務と相殺することも可能であるといわれている。」(同「共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となるか」法学教室440号76頁)

(ii) 否定説

これに関して否定的見解を述べる者は見当たらない。

(iii) 小括

肯定説については、その根拠を明らかにしていないものもあるが、その根拠を挙げているものをみると、(ア)相続開始前に形成されていた相殺することができるとの期待は共同相続という事実によって害されるべきではないこと、(イ)債権の準共有の法的性質について、準共有者らはその持分権の行使を単独ではなし得ないという制約を受けるにすぎず、準共有の債権に係る債権者側はそのような制約は受けないと考えれば、弁済期が到来している限り、金融機関側からの相殺が認められるはずではないかということ、(ウ)民法677条

(組合の相殺制限)の反対解釈によることが挙げられる。

このパターンの場合、筆者としては、上記(ア)の理由に賛同する。被相続人が死亡しなければ金融機関としては相殺することができたはずであり、したがって、被相続人の死亡によりこれを相殺することができないと考えるのは、債権者保護の反すること甚だしく、債権者の権利として、相殺を認めることが妥当であると判断する。

(2) 被相続人の預金と相続人自身の債務の相殺

(i) 肯定説

相続開始後、被相続人の預金と相続人自身の債務とを相殺することができるかどうかにつき肯定的見解をとるものには、次のようなものがある。

前掲斎藤調査官は、「相続人に対する債権を預貯金債務と相殺することもできるものと解される。」と述べている(同・前掲82頁, 同・前掲53頁)。

前掲潮見教授は、「この場合には、金融機関が、その相続人に対する貸金債権と、その相続人が有する預貯金債権の準共有持分に相当する金銭給付請求権とを、遺産分割後に相殺することを認めてよい。」(同・前掲55頁)

前掲谷口判事は、「預貯金債権の債務者である金融機関側からする相殺と債権者である預金者側からする相殺とは別個に考えることが可能であり、前者については、預金者の行為が介在するわけではないから、共同相続人の一部の者との間で相殺を認めても一部の払戻しを認めることにはならないように思われる。また、相続人の債権者による預貯金債権の準共有持分の差押えが可能であるのに、当該相続人に対して債権を有する金融機関による相殺が許されないというのは、差押えと相殺に関する無制限説を前提とするとバランスを欠くという指摘も考えられる。そうすると、理論的な詰めはなお必要であろうが、相続人の債権者である金融機関において、当該相続人が有する預貯金債権の準共有持分と自らの債権とを相殺することができるかと解する余地もあるように思われる。」(同・前掲42頁以下)

前掲浅田氏は、「私は、延滞して信用不安状態にある既存貸付先が、ある日

突然相続により預金債権という資産を準共有という形であれ取得した場合、金融機関が、この資産から回収を行うことは自然のことだと思うのです。」(同・前掲25頁)と述べ、相殺を肯定する。また、同氏は、「相続人に対する固有債権を自働債権とする場合の相殺についても結論を異にする理由はないとも考えている」とも述べている(同・前掲32頁)。

前掲圓道弁護士は、「もし準共有の債権の債務者は準共有であることの制約を特に受けないということであれば、被相続人の貸付金債務が相続人らに法定相続分に従って分割して帰属した場合と、相続人個人に対する貸付金債権(相続人からすると貸付金債務)の場合を必ずしも区別して捉える必要がないと思います」と述べ、相殺可能という見解を採る(同・前掲25頁)。

(ii) 否定説

前掲白石教授は、「相続人の債権者による準共有持分の相殺は認められない」(前掲白石40頁)と述べている。

前掲倉持弁護士は、「金融機関が相続人に対して貸付債権を有した場合、本決定以前は、当然分割により相続人に帰属した預貯金債権(法定相続分)を受働債権とする相殺をすることが可能であったと思われるが、本決定以後は、当然分割されずに全相続人に準共有する預貯金債権という性質上、その処分に相当する相殺をすることはできないと解することになるのではないか。」

(同「相続預金に関する大法廷決定の弁護士業務への影響」自由と正義68巻7号27頁)

前掲佐藤弁護士は、「本件決定により、相続預金は当然には分割されず、一部の相続人による払戻請求は、相続分であるか全部であるかを問わず認められなくなったのであれば、そのコララリーとして、遺産分割協議が成立する前に、金融機関が、被相続人名義の相続預金(の相続分)をもって、一部の相続人に対する貸付債権を相殺することもできないと考えるのが自然であろう。遺産分割協議の結果、当該一部の相続人が相続預金を相続することになれば相殺することはでき」る、と述べている(同・前掲14頁以下)。

前掲平松氏は、「そもそも相続によって債務者の方の信用力が増すというこ

と自体、債権者側からしてみると「棚からぼた餅」的な事象ですので、これを期待して与信をしていたという理由は〔事例9〕(相続人の債務との相殺) に対しては認められないだろうと思います。」(同・前掲25頁) と否定している。

前掲西准教授は、「相続人の債権者による共有持分権の差押えも可能であるが、取立てをすることはできない。単独での払戻しを認めることに等しいためであり、同様の観点から、相殺も認められないだろう。」(同・前掲76頁)

(iii) 小 括

肯定説については理由を述べられていないものもあるが、理由を述べているものを取り上げると、(ア)前者(金融機関側からする相殺)については、預金者の行為が介在するわけではないから、共同相続人の一部の者との間で相殺を認めても一部の払戻しを認めることにはならないように思われること、(イ)相続人の債権者による預貯金債権の準共有持分の差押えが可能であるのに、当該相続人に対して債権を有する金融機関による相殺が許されないというのは、差押えと相殺に関する無制限説を前提とするとバランスを欠くこと、(ウ)被相続人の貸付金債務が相続人らに法定相続分に従って分割して帰属した場合と、相続人個人に対する貸付金債権(相続人からすると貸付金債務)の場合を必ずしも区別して捉える必要がないことが挙げられる。

否定説で理由を挙げられているものをみると、(エ)当然分割されずに全相続人に準共有する預貯金債権という性質上、その処分に相当する相殺をすることはできないと解することになるのではないかということ、(オ)そもそも相続によって債務者の方の信用力が増すということ自体、債権者側からしてみると「棚からぼた餅」的な事象ですので、これを期待して与信をしていたという理由は認められないということ、(カ)単独での払戻しを認めることに等しいためであり、相殺も認められないということなどがある。

しかし、上記(エ)に対しては、「準共有」の預貯金の法的性質の理解にかかっており、決定的理由にはならないと考えられる。また、上記(オ)に対しては、第三者から振り込まれた預金と相殺するときは「棚からぼた餅」であっても

肯定されるのであって、期待があろうとなかろうと、結果的に振り込まれた預貯金は相続することができることを考えれば、この指摘は当たっていない。上記(カ)に対しては、預金者からの払戻しと債権者からの相続を同一視しており、その差を見ていない点が挙げられる。上記(ア)の理由が反論として当たっていると思われる。

以上のように考えると、相続人の債務との相続についても肯定的に解してよいと考えられる。

(3) 相続人自身の預金と被相続人の債務の相続

相続人が、被相続人の相続財産の相続を承認した以上、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も相続する。相続人が相続した被相続人の債務は、相続の承認により相続人自身の債務と同様に扱われることになる。したがって、相続人の預貯金との相続も可能であると考えられる。これは、財産の分離制度（民法941条以下）があることから当然のことと考えられる。

7. 相続預金に対する差押え

相続預金に対する差押えについても、(1)被相続人の預金に対する相続債権者からの差押え、(2)被相続人の預金に対する相続人の債権者からの差押え、(3)相続人自身の預金に対する相続債権者からの差押えの3つのパターンがある。それぞれについて検討することとする。

(1) 被相続人の預金に対する相続債権者からの差押え

(i) 肯定説（取立て等可能説）

前掲斎藤調査官は、「共同相続された預貯金債権が準共有となる以上、相続人の債権者は、被相続人名義の預貯金債権に対する当該相続人の準共有持分を差し押さえることはできるが、取立てをすることはできないものと解される（これに対して、被相続人の債権者は、差押債権額に係る共同相続人全員

の準共有持分を差し押さえてこれを取り立てることができるものと解される。）」と述べ、被相続人の債権者からの差押えを認めている（同・前掲81頁，同・前掲53頁）。

前掲谷口判事は、「被相続人が負っていた金銭債務は、相続開始と同時に当然に分割され、相続人に承継される。したがって、被相続人の債権者は、全相続人が有する預貯金債権上の準共有持分を差し押さえ、当該預貯金を取り立てることができる」と解される。なお、相続債権者が一部の相続人の準共有持分のみを差し押さえた場合は、後記の相続人の債権者による差押えの場合と同様の規律となる。」（同・前掲41頁）

阿多博文弁護士は、「相続債権者が債務者である共同相続人全員の準共有持分を差し押さえた場合には、転付命令または譲渡命令を得て準共有持分を取得しなくても、取立権行使の制限がなくなり、預金債権の払戻しを受けることができる」と解する。」（同「預金と民事執行をめぐる諸問題」金融法務事情2071号68頁）

前掲倉持弁護士は、「被相続人の債権者（相続債権者）は、本決定（最大決平成28年12月19日）後も、債権執行の方法により、全相続人を債務者として、相続人が準共有する被相続人名義の預貯金債権を差し押さえることができると解される。この場合、差し押さえた預貯金の取り立てをすることや、転付命令を受けることも可能と解される。」（同・前掲26頁）

前掲圓道弁護士は、「被相続人の債権者は、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえて取立てまでできると考えます。これは、被相続人の債権者は、相続発生によって相続人ら全員に対する分割債権の債権者となるところ、準共有の法的性質についての先ほどから述べている理解を前提とすれば、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえれば、持分権の行使に対する制約はなくなり、合わせて一つの預貯金債権を差し押さえたこととなりますから、取立て、すなわち払戻しを受けることも可能と考える、ということです。」（同発言・前掲27頁）

前掲西准教授は、「被相続人の債権者が共同相続人全員の共有持分を差し押

さえて取り立てることは可能であり、…」(同・前掲76頁)

(ii) 肯定説(取立て等不可説)

前掲白石教授は、「相続債権者・相続人の債権者のいずれも預貯金債権の準共有持分を差し押さえることはできる」が「準共有持分の差押債権者も取立てまではできないと解される」(同・前掲40頁)と述べている。

(iii) 肯定説(取立て等可能につき不明説)

前掲潮見教授は、「相続債権者は、売掛金を回収するため、差押債務者である各相続人に対する分割単独債権を請求債権として、預貯金債権につき各相続人が有している準共有持分を差し押さえることができる。…ここでは、相続債権者としては、(a)預貯金債権の準共有持分について券面額を観念することができ、かつ、直ちにではないにしても、究極的には取立も可能であると考えるならば、転付命令を得て、当該持分の移転を受けるか、(b)預貯金債権の準共有持分につき券面額を観念できないとの理由または券面額を観念できても取立が困難であるとの理由により、転付命令を認めないとの立場からは、譲渡命令・売却命令によるか、または(c)共同相続人による遺産分割を待ち、預貯金債権について法定相続分での取得とは異なる遺産分割がされたときに、遺産分割前の差押債権者として民法909条ただし書による保護を受けることが考えられる。」(同・前掲53頁以下)

(iv) 否定説

否定説は見当たらない。

(v) 小括

被相続人の債権者からの差押えについては否定説は見当たらないが、肯定説の中には取立てを可能とする説、不可とする説および不明説に分かれるが、取立てを可能とする説が多数を占めている。筆者としても多数説に賛同したい。

(2) 被相続人の預金に対する相続人の債権者からの差押え

(i) 肯定説(取立て等可能説)

相続人の債権者からの被相続人の預金に対する差押えについて、これを肯定し、かつ、取立てを可能とする見解は見当たらない。

(ii) 肯定説（取立て等不可説）

前掲斎藤調査官は、「共同相続された預貯金債権が準共有となる以上、相続人の債権者は、被相続人名義の預貯金債権に対する当該相続人の準共有持分を差し押さえることはできるが、取立てをすることはできないものと解される。」と述べ、相続人の債権者からの差押えは認めるものの、取立てはできないとする（同・前掲81頁、同・前掲53頁）。

前掲谷口判事は、「相続人の債権者は、相続人が有する預貯金債権上の準共有持分を差し押さえることが可能であることについては、異論がないものと考えられるが、準共有持分割合に応じた取立は、預貯金の一部払戻しと同じであるから、許されないと考えられる。預貯金債権の準共有持分の差押えにおける強制執行の手続については、金銭の支払を目的とする債権に対する強制執行の手続によるのか、「その他の財産権」に対する強制執行の手続（民事執行法167条1項）によるのか議論があるが、いずれにしても、差押債権者は、転付命令または譲渡命令を得て準共有持分を取得し、その後共有物分割訴訟を提起するなどして当該準共有持分を換価するか、売却命令を得て準共有持分を売却して換価することになるものと思われる。」（同・前掲41頁以下）

前掲白石教授は、上記(1)のように陳述。

前掲倉持弁護士は、「相続人の債権者が差押えをする場合には、預貯金債権それ自体ではなく、当該相続人の準共有持分権が差押えの対象となる。相続不動産の共有持分の譲渡や差押えが可能である以上、預貯金債権の準共有持分の差押えを否定する理由はないと解されるが、その方法として、債権執行によるのか、その他財産の執行によるのかについては議論の余地があり、今後の裁判所の執行実務の動向が注目される。いずれの方法によっても、預貯金債権の一部払戻しに相当する取立てや転付命令は、共有物の処分に対応するため、認められないのではないか。」（同・前掲26頁）

前掲阿多弁護士は、「共同相続された預金債権が準共有となると、遺産分割

前でも相続人の1個の共有持分が不動産執行の対象となるのと同様、預金債権の共有持分に対する差押えは適法である。…預金債権の準共有持分に対する強制執行も、金銭の支払を目的とする債権によるべきであり、申立てに際し、差押債権の表示に共有持分を付記すれば足りると考える。…転付命令が認められないとしても、差押債権者は、譲渡命令、売却命令を申し立てることは可能である。」(同・前掲67頁以下)

前掲浅田氏は、「相続預金債権も準共有となると解する場合、一部の相続人の債権者からの差押えは、当該相続人の保有する準共有持分を対象とすることになると考えられる。…(中略)…考えるに、準共有持分はその法的性質からすると、民事執行法167条の「その他財産権」として差押対象となるのが自然な解釈だと思われ、また、「取立」や「転付命令」の対象とはならず、よって、差押債権者は換価するためには、譲渡命令を経て準共有された財産の分割請求を行うか、準共有部分についての売却命令を得るかするほかないと考えられる。」(同・前掲32頁)

前掲佐藤弁護士は、「被相続人名義の相続預金に、一部の相続人の債務についての差押えがあった場合…相続開始により分割され、当該一部の相続人に帰属する「債権」を対象とするものであれば、差押えは無効と考えられる。これに対し、相続預金の「持分」を対象とするものであれば、相続財産の共有は民法249条以下に規定する「共有」と性質を異にするものではなく、とすれば、相続預金についても具体的な「持分」が観念されるはずであり、有効な差押えと取り扱うことになる。…(ただし)取立てには応じることができない」(同・前掲15頁)

前掲圓道弁護士は、「今後の共同相続人の一人を差押債務者とする当該相続人の債権者からの相続預貯金の法定相続分に相当する預貯金「債権」に対する差押えは、準共有という考え方からすれば、不適法として空振りになると考えます。一方で、当該相続人の準共有の「持分」に対する差押えは可能だろうと考えます。…もっとも換価手続は、まさに先ほどから申し上げている準共有の法的性質からしても取立てはできない状態であると考えられますの

で、取立て、要するに預貯金の一部払戻しをいうことではなくて、そういった民法251条の共有物の変更に当たらないような、その他財産権としての当該準共有持分の譲渡命令か売却命令による換価が考えられるというのが一般的な理解かと思います。」(同・前掲27頁)

前掲西准教授は、「相続人の債権者による共有持分権の差押えも可能であるが、取立てをすることはできない。単独での払戻しを認めることに等しいためであり、同様の観点から、相殺も認められないだろう。」(同・前掲76頁)

前掲中野氏は、「共同相続人の一人に対して債権を持つ者が、相続預金につき当該相続人の持分を差し押さえてきた場合、銀行は、その預金が可分債権(分割債権)でないことを事由に拒否できるであろうか。第三債務者である銀行が、この預金を不可分債権であることを証明することは、容易ではないというべきである。この場合には、速やかに権利供託すべきであろう。」(同・前掲37頁以下)

(iii) 肯定説(取立て等可能につき不明説)

前掲潮見教授は、「相続人債権者は、債務者である相続人が預貯金債権に持っている準共有持分を差し押さえることができる。しかし、…相続人債権者は、このままでは、準共有持分を取り立てることはできない。ここでも、…(上記(1)と同様)(a)・(b)・(c)の可能性が考えられる。」(同・前掲54頁)

(iv) 否定説

否定的見解をとる考えは見当たらない。

(v) 小 括

以上のように、相続人の債権者が被相続人の預金に対して差押えをすることにつき、これを可能と認めるものの、取立てはできないと考え、売却命令か譲渡命令による換価が必要と考えていることが分かる。

(3) 相続人自身の預金に対する相続債権者からの差押え

前述したように、相続人が、被相続人の相続財産の相続を承認した以上、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も相続する。相続人が相続した被相

続人の債務は、相続の承認により相続人自身の債務と同様に扱われることになる。したがって、相続人の預貯金に対する相続債権者からの差押えも可能であると考えられる。

8. 終わりに

最決平成28年により、相続預金につき一部の相続人からの払戻請求が原則認められなくなったが、以上検討してきたように、その後においても、(1)被相続人の債権者が相続預金と相殺すること、(2)相続人の債権者が相続預金と相殺すること、および(3)被相続人の債権者が相続人の預金と相殺することについては、すべて肯定的に考えてよいと思われる。

また、被相続人の債権者から、相続預金あるいは相続人の預金に対する差押えは認められ取立てすることも可能であるが、相続人の債権者から相続預金に対する差押えについては、差押えそのものは肯定的に考えられるものの、取立てすることはできず、売却命令あるいは譲渡命令による換価が必要であると考えられる。